



# 学校教育情報・堺

平成20年7月16日  
【企画・編集 学校教育部】

## 「堺市子ども青少年の育成に関する条例」施行

平成20年4月1日、「堺市子ども青少年の育成に関する条例」が施行されました。

子どもの健やかな成長は、すべての人々の願いです。しかし、虐待・いじめ・不登校など子どもに関する様々な課題が山積しています。堺市では、おおむね18歳未満を「子ども青少年」と定義し、社会全体で子ども青少年を育む環境づくりをすすめるため、条例を制定しました。

今一番必要なことは、みんなで協力しあって、同じ目的に向かって行動することです。

この条例には、子ども青少年自身の心がけと、子ども青少年をとりまく大人たちの行動指針を示しています。



### 学校等の責務

学校等とは、パンフレットでは「学校や施設の人」と略した表現になっていますが、条例第2条で、本市の区域内に存する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所その他これらに類する施設で、子ども青少年を保育し、教育し、又は育成するものと定義しています。第6条には「学校等の責務」として、下記を掲げています。

- ① 学校等は、人権教育の理念にのっとり、子ども青少年に自尊の感情を育むとともに、子ども青少年がお互いに尊重し合う関係を築くことができるように努めなければならない。
- ② 学校等は、市民等と協働して、子ども青少年にかかる諸課題に取り組むことができる体制の整備に努めなければならない。
- ③ 学校等は、子ども青少年が他の子ども青少年又は教職員とのかかわり合いを通して、自らの能力を向上させ、及び社会性を身に付けることができるように努めなければならない。

これらはすべて教育現場においてすでに実践されていることですが、社会全体で子ども青少年を育む環境づくりをすすめるにあたって、共通認識をもつために行動指針として明記しました。

## 子ども青少年の心がけ

この条例の特徴として「子ども青少年の心がけ」があります。これは、子ども青少年を主体に捉えた中で、育成される側の子ども青少年が本来もっている育ち、伸びる力を息吹かす（エンパワメント）という視点にたつものです。第4条には、社会的に自立した大人へと成長するために、下記を心がけなければならないとしています。

- ① 生命と人の尊厳を大切にし、優しく思いやりのある行動に努めること。
- ② 未来社会の担い手であることを自覚し、自己の向上に努めること。
- ③ 社会の一員として、社会の規範を守ること。

これまで大人が個々に子ども青少年に語りかけてきたことを共通化することで、育成する側の大人はもちろん、子ども青少年自身にとっての行動のよりどころとなると考えています。

堺市では、この条例の周知・普及のために、さまざまな広報活動を行っています。

ぜひ、条例全文（または骨子）を一読し、趣旨を理解のうえ、今後の取組への協力をお願いします。

問合せ先

堺市 子ども青少年局 子ども青少年企画課（Tel 228-7104）



## 堺高等学校でオープンスクールを開催します！

堺高等学校で授業や実習などを実際に体験し、教育活動についての理解を深めていただくため、下記の通りオープンスクールを開催します。中学3年生のみなさんにお知らせしていただき、参加についてよろしくをお願いします。

記

日 時 平成20年8月2日（土） 9時～13時

会 場 堺市立堺高等学校 堺市堺区向陵東町1丁10番1号

対 象 中学3年生生徒・保護者・教員

内 容 堺市立堺高等学校での授業・実習体験

開催講座 ①サイエンス ②機械材料A ③機械材料B ④機械材料C

⑤建築インテリア ⑥マネジメント

※ オープンスクールに関する詳細は堺高等学校HP (<http://www.sakai.ed.jp/sakai-hs/>)でお知らせしております。

問い合わせ先 堺市立堺高等学校 経営企画室 電話 072-240-0480